

秋田都市計画土地地区画整理事業の変更（秋田市決定）

都市計画川尻地区土地地区画整理事業を次のように変更する。

名称		川尻地区土地地区画整理事業					
面積		約 191.9 ha					
公共施設の配置	道路	種別	名称		幅員	延長	備考
		幹線道路	3・2・1	秋田駅八橋線	32 m	約 100 m	都市計画道路
		幹線道路	3・2・2	川尻総社線	15 m	約 980 m	都市計画道路
		幹線道路	3・4・11	新屋土崎線	20 m	約 1,360 m	都市計画道路
		幹線道路	3・4・14	川尻広面線	16 m	約 1,710 m	都市計画道路
		幹線道路	3・5・23	新屋十軒町線	15 m	約 1,070 m	都市計画道路
		幹線道路	3・5・36	外旭川新川線	15 m	約 1,020 m	都市計画道路
		区画道路は、幅員4.0m～12.0mの範囲で土地利用計画等を考慮し、適正配置する。					
	公園及び緑地	種別	名称		面積	備考	
		近隣公園	3・3・7	沼田近隣公園	約 1.00 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・51	下夕野街区公園	約 0.31 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・52	川尻西街区公園	約 0.17 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・53	御休下第1街区公園	約 0.32 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・54	総社神社街区公園	約 0.80 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・56	川尻カイハ街区公園	約 0.13 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・57	川元松丘街区公園	約 0.13 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・58	川尻山ノ下街区公園	約 0.18 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・59	山王第1街区公園	約 0.66 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・60	山王第2街区公園	約 0.22 ha	都市計画公園	
		街区公園	2・2・61	御休下第2街区公園	約 0.23 ha	都市計画公園	
街区公園		2・2・63	川尻中島街区公園	約 0.22 ha	都市計画公園		
街区公園		2・2・102	川尻総社後街区公園	約 0.15 ha	都市計画公園		
街区公園		2・2・120	沼田街区公園	約 0.24 ha	都市計画公園		
緑地		1	山王带状緑地		約 0.90 ha	都市計画緑地	
緑地		5	山王官公庁緑地		約 1.20 ha	都市計画緑地	
施行区域の面積に対する公園の割合は、3.6%である。							
その他の公共施設	一団地の官公庁施設 八橋団地 面積 約 13.2 ha						
宅地の整備	土地利用 本地区における用途地域は、第一種住居地域（約 82.5 ha）、準工業地域（約 11.1 ha）、近隣商業地域（約 55.1 ha）、商業地域（約 43.2 ha）に指定されているので、その用途地域を尊重の上、適正な規模の宅地整備を行い、将来の土地利用の増進を図るものである。 街区規模 概ね 40m～50m × 120m～150mの規模を標準として整備する。						

理 由

昭和29年に土地区画整理事業を都市計画決定し、施行区域の一部は同事業の実施により整備が完了しているが、残りの施行区域は長期にわたり未着手となっている。そのような中、この未施行区域における事業の必要性や実現性を改めて検証したところ、おおむね良好な市街地形成がなされていることから、未施行区域を廃止することとし、都市計画を変更するものである。

秋田都市計画土地地区画整理事業の変更（秋田市決定） 新旧対照表

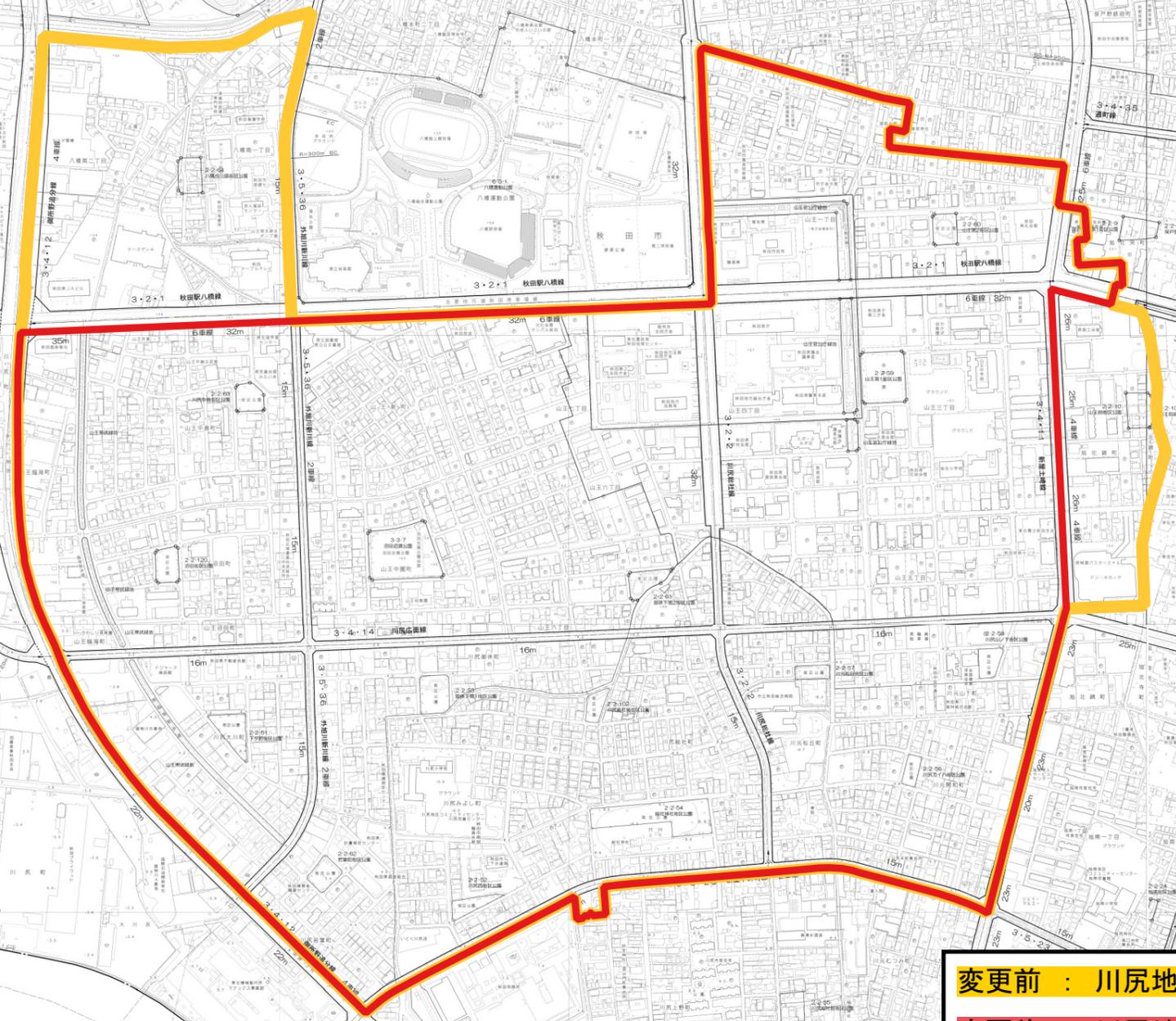
（変更前）

名称	川尻地区土地地区画整理事業				
面積	約 222.5 ha				
道路	種別	名称	幅員	延長	備考
	幹線道路	3・2・1 秋田駅八橋線	32 m	約 100 m	都市計画道路
	幹線道路	3・2・2 川尻総社線	15 m	約 980 m	都市計画道路
	幹線道路	3・4・11 新屋土崎線	20 m	約 1,360 m	都市計画道路
	幹線道路	3・4・14 川尻広面線	16 m	約 1,710 m	都市計画道路
	幹線道路	3・4・23 新屋十軒町線	15 m	約 1,070 m	都市計画道路
	幹線道路	3・4・36 外旭川新川線	15 m	約 1,020 m	都市計画道路
	区画道路は、幅員4.0m～12.0mの範囲で土地利用計画等を考慮し、適正配置する。				
公共施設の配置 公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
	近隣公園	3・3・7 沼田近隣公園	約 1.00 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・10 山王田児童公園	約 0.23 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・51 下夕野児童公園	約 0.31 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・52 川尻西児童公園	約 0.17 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・53 御休下第1児童公園	約 0.32 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・54 総社神社児童公園	約 0.80 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・56 川尻カイハ児童公園	約 0.13 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・57 川尻松丘児童公園	約 0.13 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・58 川尻山ノ下児童公園	約 0.18 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・59 山王第1児童公園	約 0.66 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・60 山王第2児童公園	約 0.22 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・61 御休下第2児童公園	約 0.23 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・63 川尻中島児童公園	約 0.22 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・64 八橋戌川原児童公園	約 0.31 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・102 川尻総社後児童公園	約 0.15 ha	都市計画公園	
	児童公園	2・2・120 沼田児童公園	約 0.24 ha	都市計画公園	
	緑地	1 山王带状緑地	約 0.90 ha	都市計画緑地	
	緑地	5 山王官公庁緑地	約 1.20 ha	都市計画緑地	
施行区域の面積に対する公園の割合は、3.3%である。					
その他の公共施設	一団地の官公庁施設 八橋団地 面積 約 13.2 ha				
宅地の整備	土地利用 本地区における用途地域は、住居地域（約 82.7 ha）、準工業地域（約 19.0 ha）、近隣商業地域（約 66.5 ha）、商業地域（約 54.2 ha）に指定されているので、その用途地域を尊重の上、適正な規模の宅地整備を行い、将来の土地利用の増進を図るものである。 街区規模 概ね 40m～50m × 120m～150mの規模を標準として整備する。				

（変更後）

名称	川尻地区土地地区画整理事業					
面積	約 191.9 ha					
道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
	幹線道路	3・2・1 秋田駅八橋線	32 m	約 100 m	都市計画道路	
	幹線道路	3・2・2 川尻総社線	15 m	約 980 m	都市計画道路	
	幹線道路	3・4・11 新屋土崎線	20 m	約 1,360 m	都市計画道路	
	幹線道路	3・4・14 川尻広面線	16 m	約 1,710 m	都市計画道路	
	幹線道路	3・5・23 新屋十軒町線	15 m	約 1,070 m	都市計画道路	
	幹線道路	3・5・36 外旭川新川線	15 m	約 1,020 m	都市計画道路	
	区画道路は、幅員4.0m～12.0mの範囲で土地利用計画等を考慮し、適正配置する。					
公共施設の配置 公園及び緑地	種別	名称	面積	備考		
	近隣公園	3・3・7 沼田近隣公園	約 1.00 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・51 下夕野街区公園	約 0.31 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・52 川尻西街区公園	約 0.17 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・53 御休下第1街区公園	約 0.32 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・54 総社神社街区公園	約 0.80 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・56 川尻カイハ街区公園	約 0.13 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・57 川元松丘街区公園	約 0.13 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・58 川尻山ノ下街区公園	約 0.18 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・59 山王第1街区公園	約 0.66 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・60 山王第2街区公園	約 0.22 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・61 御休下第2街区公園	約 0.23 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・63 川尻中島街区公園	約 0.22 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・102 川尻総社後街区公園	約 0.15 ha	都市計画公園		
	街区公園	2・2・120 沼田街区公園	約 0.24 ha	都市計画公園		
	緑地	1 山王带状緑地	約 0.90 ha	都市計画緑地		
	緑地	5 山王官公庁緑地	約 1.20 ha	都市計画緑地		
	施行区域の面積に対する公園の割合は、3.6%である。					
	その他の公共施設	一団地の官公庁施設 八橋団地 面積 約 13.2 ha				
宅地の整備	土地利用 本地区における用途地域は、第一種住居地域（約 82.5 ha）、準工業地域（約 11.1 ha）、近隣商業地域（約 55.1 ha）、商業地域（約 43.2 ha）に指定されているので、その用途地域を尊重の上、適正な規模の宅地整備を行い、将来の土地利用の増進を図るものである。 街区規模 概ね 40m～50m × 120m～150mの規模を標準として整備する。					

秋田都市計画土地区画整理事業の変更
 川尻地区土地区画整理事業
 (秋田市決定)
変更計画図
 S=1:10000



変更前 : 川尻地区土地区画整理事業 面積 約 222.5 ha
変更後 : 川尻地区土地区画整理事業 面積 約 191.9 ha

凡例	
	施行区域(変更前)
	施行区域(変更後)